

質問書に対する回答

(件名) 北関東自動車道 足利スマートIC詳細設計

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札説明書 5(7) 及び様式集 様式6	本業務の競争参加資格確認書を作成するにあたり、様式6の注意事項に入札書に記載の金額に対応する額を記載することとあります。 また、入札説明書5(7)に入札時に最終参考見積額を超えない限り変更が出来るものとする。と記載されていることから、入札書応札金額は競争参加資格確認書 様式6で提出致しました金額を超えていなければ、変更・応札して構わないと考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	入札公告(説明書)に記載のとおり、入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとしておりますが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとしております。なお、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効となります。 様式6 内訳書につきましては、入札書提出時に、合わせて提出いただく必要がございますので、入札書に記載の金額に対応する額を記載してください。